

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.20

第20回 産業廃棄物排出事業者の責務。処理状況の確認

中級編



LISA

皆さん、こんにちは。何回か続いた「中級編、排出者の責務」だけど、いよいよ最後の事項ですね。



LISA

そうだねえ。「委託処理状況の確認」だね。今まで勉強してきた、委託契約書とかマニフェストとかは、いわば「手段」なんだけど、この事項は、その「結果」みたいなものです。



LISA

そうかあ。そうですよね。なんのために、契約書やマニフェストを真面目にやつてるかと考えれば、「適正処理」のためですものね。了解しました。



LISA

そこで、排出事業者は自分が出した産業廃棄物が委託した業者さんによって、適正に処理されているか、これを確認することが求められている訳です。



LISA

でも、普通に考えれば、料金払って専門の業者さんに頼んでいる訳でしょ。頼んだ以降は、頼まれた業者さんの責任なんじゃないかなあ。

LISA

その点は普通の商取引と大きく違う感じがするよね。BUNさんは、廃棄物の処理って、親と子供の関係に似ているなあと思っています。

LISA

どういうこと？

普通の取引なら甲と乙は対等な関係。だから、さっきのリサちゃんの言葉のように、お金出して、一旦頼んだ限りは、そっから以降は頼まれた方の責任。でも、親と未成年の子供の関係を思い浮かべてみてください。

親からお使いを頼まれた。子供は自転車でお使いに行ったんだけど、その途中で人とぶつかってしまって怪我させてしまった。こういう時、親は「子供は子供、私は関係ないよ」とは言えませんよね。やはり、親は、子供の行為については責任を持たなければならない。

廃棄物も、「自分が出した産業廃棄物については、最後の最後まで自分が責任を持たなければならない」って制度なんです。



中級編





LISA

厳しいなあ。



まあ、極論になるけど、「それが嫌なら、あなた、廃棄物を出さなければいいんですよ」「人に頼まず、自分で処理すればいいんですよ」ってなる訳です。



LISA

さっきの親子の話では、子供が事故を起こすかも知れないって思うなら、子供に頼まず、自分でやればいいでしょって理屈になる訳ですか。



そうなんです。だから、廃棄物処理法では、建前論と言われようと、廃棄物は自己処理が原則ってしているんです。条文を改めて見てみると、明白ですよ。

第十一條 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。



LISA

まさに「そのとおり」の条文ですね。さて、それで、具体的には、どんなことをやればいいんでしょうか？



原則通り自己処理をやっている人は処理基準を遵守して処理しなさいって、まずはなるね。



LISA

せんせ、ほとんどの会社は、それができないから、このコラムを読んでるんでしょ。専門業者に頼んでいる、すなわち、「委託処理」を中心に説明してちょうだいな。



こりゃまた失礼。さて、それでは基礎知識の復習になるけど、委託する時もルールがありましたね。それが、これ。なお、主旨が変わらない程度に簡略化しているよ。

第12条第7項 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

この条文は以前からあったのですが、平成22年の改正時に「処理の状況に関する確認を行い」という文言をわざわざ追加した経緯があります。

この改正にあわせて発出された通知では、「できれば現地確認」的なことが書かれています。



LISA

「できれば」ってことは、「現地確認」は、義務ではないってことですか？



この改正が行われる前から、県によっては指導要綱などで、現地確認を義務付けているところもあり、法律改正作業の時にも大分議論したようなんですが、法律的に「現地確認」とまでは規定しなかったんですね。



LISA

それはなぜですか？

BUN

考えてみると大企業だけじゃない。中
小零細企業からも産業廃棄物は出されるわけです。こういった人達全てに対して、「現地確認」を義務付けるのは無理との判断だったようですね。



LISA

たとえば？

そうだなあ。極端な例として、個人経営の診療所があるとする。ここからは、廃プラスチック類、金属くずや医療行為に伴って血の付いた注射針、壊れた血圧計などが排出される。廃プラスチック類は近くの焼却炉、金属くずはリサイクル業者、注射針は岡山の溶鉱炉、血圧計は北海道の処理施設で処理されるとする。これらについて、「排出者自ら現地確認しなさい」と義務付けたら、排出者のお医者さんは近くの焼却炉は行けるかもしれないけど、遠く、岡山や北海道の処理施設までも行かなくちゃならないってことになってしまう。

BUN



LISA

それは現実的には不可能に近いわね。不可能なことを法律で義務づけるわけにはいかないってことね。

そこで、法律の条文の表現としては、「処理状況の確認」に止めて、通知で「できれば現地確認」って主旨にしたんだね。なお、現地確認の他の手段として、「インターネット公開情報での確認」などがこの通知では記載されているよ。

BUN



LISA

ふ~ん、まあ、全種類、いつも現地確認するなんて不可能なんだから、「できれば現地確認」でもしょうがないのかな。ところで、この「処理状況の確認」を怠っていたときって、どういう罰則があるんですか？

BUN



おっ、するどいところを突いてきたね。それについては、長くなりそうなので、次回のお楽しみ、としましょうか。

BUN先生の今回のまとめ

- 産業廃棄物の処理は、「排出事業者自ら処理」が原則。
- 委託処理をする場合は、「処理状況の確認」をすることが義務。
- 「処理状況の確認」の方法として、「できれば現地確認」。

今回の
練習問題



問1、許可業者に委託契約書を締結し、マニフェストを交付して産業廃棄物を委託した場合は、それ以降の責任は受託した許可業者にあり、排出事業者の責任はなくなる。○か×か？

問2、現地確認が難しい場合、「処理状況の確認」方法として、どのような手段があるでしょうか。？

答えは次回のメルマガで(^-^)／

前回の問題の解答

問1、紙マニフェストのいわゆる「運搬終了報告（B2票）」は、誰がいつまで、誰に送付しますか？
BUN見解／収集運搬受託者が、「収集運搬終了」から10日以内に、管理票交付者（マニフェスト交付者、たいていの場合は排出事業者）に送付しなければなりません。

問2、マニフェストが規定の日にちまで返ってきません。排出事業者は何をしなければなりませんか？

BUN見解／速やかに、返って来ていないマニフェストに該当する産業廃棄物について処理状況を把握し、適切な措置（生活環境保全上の支障の除去、発生の防止のために必要な措置）を講ずるとともに、30日以内に知事に報告書を提出しなければなりません。